

第2章

イラクの経済制裁部分解除に関わる経済状況

はじめに

現在イラク政府が発表しているイラクの確認石油埋蔵量は1120億バーレル、未確認では2140億バーレルである。石油生産能力は、遅くとも70年代末には400万b/dに達し、輸出能力は全パイプラインだけでもフル稼働すれば315万b/dに昇る。しかしその石油は、90年のクウェイト侵攻以来止っている。対イラン戦争、湾岸戦争で70年代以降の石油収入で得た外貨を全て軍事支出に放出してもまだ足りず、先進国、湾岸産油国合わせて1000億ドルといわれる債務すら抱えて、中東で最も資源、人材に恵まれたこの国は現在最悪の経済状態を経験している。国連が「停戦決議を完全履行するまで」課した経済制裁は、決議履行を巡る実行上の問題というよりはより政治的な理由から解除に至る道筋は見えてこないが、一方で制裁の長期化を懸念する「人道的」世論とイラク石油と油田の魅力に引かれた欧米財界の圧力によって、部分解除(「食糧のための石油」)という形でその包囲網は少しずつ緩んでいる。

本稿は、断片的ではあるが制裁下のイラク経済の現状を概観し、何故部分解除が成立したか、あるいはイラク政府にとって果たして部分解除は利点があるものか、そしてイラク政府の部分制裁解除の政治的利用のパターンについて、分析しよう。

第一節 経済制裁部分解除に至るまでの経緯

1. 制裁下の経済状況

湾岸危機の発生以来現在まで七年間続いている国連決議に基づく経済制裁は、湾岸戦争が終了しクウェイトからイラクが撤退してもなお継続されている。制裁の解除には湾岸戦争の停戦決議が全て履行されなければならないとされているため、大

量破壊兵器の廃棄、クウェイト人など湾岸危機時に発生した外国人捕虜の解放、イラク国内における非人道的行為の停止などがまだ履行されていない、と見なされている。

その間イラクの石油生産は、75万b/d前後（国内消費と国連から認められた対ヨルダン向け輸出6～6.5万b/dを含めて55万b/dと、トルコ経由の密貿易により輸出されているとされる約15～20万b/d）まで落ち込み、制裁以前の307万b/dの四分の一程度でしかない。IMFは93年の輸出額を4億7200万ドル、うち4億500万ドルがヨルダン向け、3100万ドルがトルコ向けと推計している。一方輸入は95年段階で8億ドル程度と報じられているが、この額は戦前の一割弱でしかない。一説には89～92年で実質GDPは57%減、67年レベルまで低下したとされているが、戦争前の一割以下に低下したと、より厳しい評価を下す機関もある。

こうした状況を反映して、イラク・ディナール (ID) の対ドルレートは戦後急速に悪化、制裁以前に1ドル=3ID程度であったのに対し93年初めには1ドル50ID、94年末には550～700IDと急落した。さらに95年12月末には3000IDとなり、1ID=3.126ドルという公式レートから極端に乖離した実態となったため96年初めに複数レート制が導入され、一部変動為替が適用されるに至った。また輸入のほとんどを対ヨルダン、対トルコ密貿易に依存せざるをえない状況から物価はこのディナール実質レートに連動し、湾岸戦争以前でも年率45%であったインフレ率は、戦後は最高で500%、95年には250%に跳ね上がり、95年末のFAO報告では「戦争前から食料価格は4000倍に増加した」とされている。

他方一般国民の給料水準は、全体像は不明なものの、MERIPレポートによれば93年段階で非熟練労働者250ID、上級公務員775ID、EIUによれば96年で公務員給与5000ID程度と報じられている。家族6人を平均とする家計における食料費月額は戦前の66～100IDから91年8月には1000IDに上昇、さらに93年6月には5400IDと報じられており、また95年11月段階の主要食糧価格はキロあたり小麦27000ID、砂糖1400ID、バター3000ID、茶5500ID、米1000IDとなっているから、当然こうした給与所得では十分とはいえず、タクシー運転手、飲食店勤務など就業後のアルバイトが横行することとなった。その一方で100万とも言われる国軍兵士の動員解除も相まって失業が深刻化しており、公式発表での失業率は2.5%であるものの実際には膨大な数に上ると伝えられている。

輸入制限によって生じる物資不足は特に食料品において深刻で、輸入総額のうち7～9割が食料輸入にあてられているとはいえ、96年4月のWFP報告ではイラク国

内需要のうち鶏肉10%、卵8%、牛・羊肉42%、乳製品7%しか賄えていないとしている。国民の最低限の食料供給を確保するため政府は戦後配給制度を導入したが、MERIPレポートによれば92～93年段階で政府配給量は国民の需要の三分の一から二分の一を賄うのみでしかない。その配給も政府の財源不足の深刻化とともに削減の方向にあり、94年に40%が削減、95年末に若干の増加が認められるまで引き続いて削減されていった。そのため95年のWFP報告では、イラク政府が実施している配給だけでは必要カロリーの半分、プロテインは半分以下しか供給されていない、と指摘されている。

こうしたことから、政府はインフレ抑制、財源不足を補うために政府公的支出の大幅カットを行い、80年代後半から進めてきた民間払い下げを一層推進し、自動車などの耐久消費財を含めた国有財産の民間売却、インフレ抑制のため紙幣増刷停止などの措置を取った。また95年には補助金大幅削減が実施され、ガソリン、軽油などの価格の引き上げ(7～10倍)が行われた。さらに95年末には財源増のために徴兵免除金の増額が実施され、95年9月の50万IDから96年1月には150万IDに引き上げられた。しかしこうした処置も大きな効果はあけず、特にスベアパーツ、耐久消費財の入手が困難であることから輸送能力、産業施設などに深刻な影響が出ている。戦争で受けた産業施設の被害については、92年には工業生産が戦前の6割まで回復したと伝えられているが、制裁の長期化によってそれも限界にきていると言えよう。

2. 制裁部分解除への模索

以上のような国内経済の悪化を踏まえて、イラクは96年1月、初めて経済制裁の一部解除を認めた国連安保理決議986号の受諾を明らかにした。これは95年4月に決議されたもので、「停戦決議完全履行までの一時的措置として」イラクに90日間で10億ドルを越えない石油(原油および石油製品)を輸出することを許可し、人道物資の輸入を認めるというものである。しかし注意すべき点は、そもそも制裁の部分解除が人道的配慮のみならず、国連がイラク国内で大量破壊兵器の廃棄などの活動を行うにあたっての資金が不足していること、戦争で直接被害を受けた第三国に対する補償が行えないことなどから発案されたものだという点である。

すでに湾岸戦争直後より、イラクの停戦決議履行のための国連査察団等のイラク国内での活動費をどのように捻出するかが問題となっていた。制裁の部分解除を定める原型となった91年8月の国連安保理決議705および706では、「イラク国民の栄養学的・健康上の深刻な状況」を鑑みるとともに「国連特別委員会の活動費と戦災

補償基金の全額、イラク・クウェイト間国境設定委員会の活動費半額をイラクが支払う義務がある」ことから、石油の一部輸出を認めつつ、その「30%を越えない金額が戦災補償基金に充当される」と定められた。この決議はイラク側が拒否したことから実施に至らず、その後代替措置として92年に補償基金、国連活動費充当のためイラクの海外凍結資産のうち10億ドルが使用されている。この方針は決議986に引き継がれ、補償基金、国連活動費充当義務が明記された。加えて決議986には新たに、中央政府の支配を離れたクルディスタン地域に対する物資分配の別立てが規定され、その金額は90日間で1億3000万ドルから1億5000万ドルの範囲とされ、イラク政府ではなく国連人道問題計画局が分配を管理する旨定められている。

イラク政府は同決議に対して、特にクルディスタンでの分配が別枠となっていることに反発、イラク国家主権を脅かすものとして当初拒否し続けた。しかし上記に示したような国内経済の悪化に加え、95年夏のフセイン・カーミル亡命事件に象徴される支配一族内の不協和音が政治の表舞台に露見したこと、それによって生じた国民間のさらなる政治不信を払拭する必要から、96年1月15日に初めてイラク政府は同決議受け入れに関して協議の準備がある旨、明らかにした。この決定には、フセイン・カーミル亡命を契機とするヨルダンの反イラク姿勢への転換が、イラク経済の将来に先行き不安感を強めたことが大きく影響している。

しかし交渉において再びクルディスタンでの分配権を巡る問題と、全般的な国連による監視の度合いに関して両者の主張が対立し、特に交渉途中で英米の合意書案文書き換え要求などもあって、交渉は四ヶ月続いた。5月20日によりやく合意覚書に調印がなされたものの、その後イラク政府が提示した分配計画が米国に拒否される(同年7月)、イラク政府のクルディスタンに対する進軍とそれに伴う米国のイラク爆撃(同年8～9月、第五章参照)によって部分解除実施が無期延期となる、といった経緯を経て、実際の石油輸出開始は96年12月に持ち越しとなった。

3. 制裁部分解除に対する政治的障害

国連決議986をイラク政府が一年間受諾しなかったことの背景として、国家主権維持を巡る議論と別に制裁下のイラク経済における受益者層の問題がある。上記にあげたように、制裁下で財政難に陥った政府はこれまでの社会主義を核とした経済政策を放棄して、80年代後半より取りつつあった経済開放政策を一層押し進める形で民間企業活動の推進、国有財産の民間払い下げを行ってきた。こうしたことが、制裁下経済の民間貿易商への完全なる依存といったことと相まって、新興民間企業